

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	被保険者証の返還命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 9 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	<p>国民健康保険法第 9 条第 4 項 国民健康保険法施行令第 1 条 国民健康保険法施行規則第 5 条の 5～第 5 条の 9 国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付 (平成 18 年 5 月 29 日厚生労働省告示第 374 号) 美郷町国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱第 13 条</p>
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>保険料 (国民健康保険税を含む。) を滞納している世帯主が、当該保険料の納期限から 1 年 (国民健康保険法施行規則第 5 条の 6) を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、次に掲げる場合を除き、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求める。</p> <p>(1) 納付できない特別な事情がある場合 (国民健康保険法施行令第 1 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 ・世帯主又はその方と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 ・世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 ・世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 ・前各号に類する事由があったとき。 <p>(2) 世帯に属するすべての被保険者が次に掲げる医療に関する給付を受けることができる場合 (国民健康保険法施行規則第 5 条の 5、国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付 (平成 18 年 5 月 29 日厚生労働省告示第 374 号))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による原爆一般医療費の支給 ・児童福祉法の小児慢性特定疾病医療費の支給、結核に係る療育の給付、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の支給 ・予防接種法の医療費の支給 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の措置入院医療の給付 ・麻薬及び向精神薬取締法の措置入院医療の給付 ・母子保健法の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ・独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の副作用救済給付の医療及び感染救済給付の医療の支給

	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の入院措置及び結核患者の医療の給付 ・石綿による健康被害の救済に関する法律の医療費の支給 ・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済のための医療費の給付 ・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の定期検査費、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費の支給 ・難病の患者に対する医療等に関する法律の特定医療費の支給 ・沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令による特別措置としての精神障害の医療費及び結核の医療費の支給 ・健康保険法施行令第四十一条第九項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（昭和59年厚生省告示第156号）に定める人工透析、血友病及び後天性免疫不全症候群に係る高額医療費の支給 ・児童福祉法第21条の6の措置（同法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置、同条第2項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第33条の一時保護に係る医療の給付 ・身体障害者福祉法第18条第2項の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付 ・特定疾患治療研究事業に係る医療の給付 ・毒ガス障害者救済対策事業に係る医療費の支給 ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る医療の給付 ・水俣病の治療費の支給 ・茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る医療費の支給 ・メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業に係る研究治療費の支給 ・感染症対策特別促進事業による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付 <p>○美郷町国民健康保険被保険者資格証明書等の交付措置に関する要綱 （被保険者証の返還命令）</p> <p>第13条 第10条の規定により返還予告通知された滞納者が、被保険者証返還命令予告通知書に記載された納付期限までに保険税を納付しないとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、法第9条第3項の規定に基づき、被保険者証の返還を命じ、被保険者証返還命令通知書（様式第6号）により通知する。</p> <p>(1) 第10条第2項の規定により提出を求めた特別の事情（発生）届出書の届出がないとき、又は届出のあった内容が施行令第1条の3に規定する事情に該当すると認められないとき。</p> <p>(2) 前条の規定により通知した提出期限までに弁明書の提出がないとき、又は弁明の内容が施行令第1条の3に定める特別な事情に該当すると認められないとき。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	一部負担金不払いによる徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 42 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 79 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>被保険者が支払うべき一部負担金について、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもってその支払いを受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例 (国民健康保険法第 79 条) によりこれを処分することができる。</p> <p>なお、「善良な管理者と同一の注意」とは、病院等の代表者に対する一般的に要求される程度の注意義務をいう。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	故意の場合の給付制限
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 60 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 60 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国民健康保険法第 60 条の規定により、被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪行為」とは、刑法上刑罰を科される行為のみならず他の法令又は条例等により処罰の対象となる行為を含む。 ・「自己の故意の犯罪行為により」とは、例えば無免許で運転し、事故を起こして負傷した場合等が該当する。 ・「故意に疾病にかかり、又は負傷したとき」とは、例えば自殺未遂により負傷した場合等が該当する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	闘争・泥酔等の場合の給付制限
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 61 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 61 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国民健康保険法第 6 1 条の規定により、被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「闘争」とは、いわゆる喧嘩闘争をいう。ただし、正当防衛に当たるときを除く。 ・「泥酔」とは、飲酒による酩酊の程度が著しい状態をいう。 ・「著しい不行跡」とは、一般社会通念によって判断する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 62 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 62 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国民健康保険法第 62 条の規定により、保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「療養に関する指示に従わない」とは、医師等の指示に従わなかったために効果的な療養に支障を生じたことにより、著しく保険給付費の増大をもたらすと認められる場合をいう。 ・給付制限については、個々のケースに応じて判断する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	強制診断等拒否の場合の給付制限
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 63 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 63 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国民健康保険法第 63 条の規定により、保険者は、被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、同法第 66 条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>療養の給付等を制限する際の判断基準は、次に掲げるとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第 66 条の規定の規定による、保険給付に関して必要があると認めるときに行う文書その他の物件の提出若しくは提示命令に違反したとき又は当該職員による質問若しくは診断を拒んだとき。 ・給付制限の処分については、個々のケースに応じて判断する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 63 条の 2

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法施行令第 1 条、第 29 条の 5 国民健康保険法施行規則第 32 条の 2～第 32 条の 5
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 保険給付の差し止め</p> <p>(1) 保険給付の差し止め</p> <p>国民健康保険法第 63 条の 2 第 1 項の規定により、保険給付を受けることができる世帯主が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から 1 年 6 か月（国民健康保険法施行規則第 32 条の 2）が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、災害その他の特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>なお、国民健康保険法第 63 条の 2 第 2 項の規定により、当該保険料の納期限から 1 年 6 か月が経過しない場合においても、災害その他の特別の事情があると認められる場合を除き、保険給付の差し止めを行うことができる。</p> <p>(2) 災害その他の特別の事情</p> <p>「災害その他の特別の事情」とは、国民健康保険法施行令第 29 条の 5 において準用する同法第 1 条の規定により、次に掲げるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 ・世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 ・世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 ・世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 ・前各号に類する事由があったこと。 <p>2. 保険給付から保険料額への充当</p> <p>国民健康保険法第 63 条の 2 第 3 項の規定により、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主であって、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、あらかじめ当該世帯主に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主が滞納している保険料額を控除することができる。</p>

参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第13条第2項第4号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	被保険者に対する不正利得の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 65 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 65 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国民健康保険法第 6 5 条第 1 項の規定により、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「偽りその他不正の行為」とは、詐欺 (刑法第 2 4 6 条) 等が該当するが、必ずしも犯罪に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為を指す。 ・「保険給付を受けた者」とは、被保険者であるかどうかを問わず、本来受けることができない保険給付を受けた者すべてが該当する。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険医等に対する連帯納付命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 65 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 65 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国民健康保険法第 6 5 条第 2 項の規定により、保険医又は主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>この場合において、「保険者に提出されるべき診断書」とは、例えば療養費の支給を申請するときに申請書に添付する意見書、同意書等、及び申請書に記載される医師又は歯科医師の意見書等が含まれる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険医療機関の費用返納命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 65 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 65 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国民健康保険法第 6 5 条第 3 項の規定により、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその不正の行為によって療養の給付に関する費用等の支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「偽りその不正の行為」とは、詐欺 (刑法第 2 4 6 条) 等が該当するが、必ずしも犯罪に限らず、社会通念上不正行為と認められる行為を指す。 ・不正請求に係る加算金の請求は、監査等により明らかとなった保険医療機関等の不正請求の額について行う。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保険料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	国民健康保険法第 76 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	国民健康保険法第 76 条の 2、第 76 条の 3、第 76 条の 4 美郷町国民健康保険税条例第 3 条～第 24 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>国民健康保険法第 76 条第 1 項の規定により、国民健康保険事業に要する費用 (前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。) に充てるため、世帯主から保険料を徴収する。また、保険料のうち介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者である被保険者について賦課する。</p> <p>保険料に係る処分基準は、美郷町国民健康保険税条例第 3 条～第 24 条に規定する算定方法による。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日